

# 桜丘中学校 令和7年度 学校経営方針

## 1. 基本姿勢

日本国憲法、教育基本法をはじめとする教育諸法令及び大阪府と枚方市の指示事項に則り教育活動を実践し、保護者・市民の信託に応えるとともに、知・徳・体の調和のとれた生徒の育成に努める。

## 2. 教育目標

【めざす子ども像】 よりよく学び、よりよく生きる子ども

【学校教育目標】 生命を大切に作る心で「生きる力」を育む

具体的方策

- ①各教科等の学びを通して「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を育む。
- ②生徒会活動、部活動を通して「自主性や創造性」を育む。

## 3. 令和7年度の重点目標

### (1) 組織的な学校運営の推進

- ・職員会議や企画運営委員会等の組織を確立し、各主任を中心に組織的な学校運営を行う。
- ・校内研修会、OJT、ポータルサイト活用等により、教職員の人権意識と指導力を高める。
- ・教職員の服務規律の確立を図るとともに働き方改革を組織的に推進する。
- ・枚方市の指針に則り学校事務の適正化・効率化を進める。

### (2) 安全・安心な学校作り

- ・生徒指導主事が要となり問題等に組織的に対応するとともに発達支持的生徒指導を行う。
- ・いじめ・暴力行為等は市教委へ報告し、積極的に専門家との連携やケース会議を実施する。

### (3) 学力向上委員会を核とした授業改善の取組推進

- ・学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、授業改善を行う。
- ・【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行う。
- ・全国学力・学習状況調査、チャレンジテストの結果を分析し、課題を共有する。
- ・確かな学力を育むために課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化して校内研修を設定し、AS校として支援を活用して外部講師を招聘した公開授業を実施する。
- ・教科会、学年会、相互参観授業、生徒の学習委員会等を活用し授業改善を図る。
- ・教科のねらいに即した評価計画を作成し、目標に準拠した評価を適切に実施する。
- ・生徒の学習の状況や定期テストの結果等については、適切に保護者に伝える。

### (4) 情報機器の活用

- ・情報セキュリティと健康との関わりに留意して、ICT機器を有効活用する。
- ・「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」に則る活用とする。
- ・デジタル機器のよき使い手となる「デジタル・シティズンシップ教育」を推進する。

### (5) 支援教育の充実

- ・保護者や関係機関と連携し全教職員の共通理解のもと組織的に支援教育の充実に取り組む。
- ・障害のある生徒の指導では、支援教育コーディネータを中心に校内委員会を設置し運営する。

(全学級に多様な支援を要する生徒がいる前提を踏まえ、校内支援委員会を定期的実施する。)

- ・通級による指導では、適切な教育課程を編成し、通級指導教室の学びが通常の学級で生きるよう通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携をはじめ、全校的な支援体制を構築する。

## (6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・道徳科の授業では、生徒が道徳的価値を自分事とし多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより人間としての生き方について考えを深められるよう、指導を工夫する。
- ・人権教育については、課題別の校内体制を整備し、組織的に指導する。(障害理解教育、ジェンダー平等教育、在日外国人教育、同和教育、平和教育、虐待防止、不適正な区域外就学防止)
- ・教職員の人権感覚を高めるために、外部講師を招聘し人権講演会を行う。

## (7) 小中9年間と卒業後の進路を見据え「生きる力」を育成する

- ・小中一貫・学力向上推進コーディネータ、生徒指導主事を連携の要として、小中9年間を見据えた系統的で継続性のある学習指導、生徒指導を行う。
- ・中学校区の学力向上重点目標である次の2点  
めざす子ども像：「思いやりやコミュニケーションを大切にし、いろいろなことにチャレンジしようとする子ども」  
テーマ：「自らの学びを『つなぐ・つながる・つなげる』」  
の達成に向けて、取組を推進する。
- ・小中合同研修会や相互授業参観を実施し、小中学校の交流・連携活動を推進する。
- ・「なかよしえんそく」「中学校見学会」等、中学校区で児童生徒の交流活動を積極的に行う。
- ・「キャリア教育全体計画」を作成し職業についての探究的な学びや、実社会とのつながりを感じられる体験的な活動として職業講話や職場体験活動を行う。
- ・進路指導は進路指導主事を要として、組織的に行うこととし1年生時から進路ガイダンス機能を充実させ、生徒が主体的に進路選択・決定ができるよう人権に配慮した適切な指導を行う。
- ・進路指導では定期テストの平均点等進学・就職に関する情報等を収集・提供し生徒・保護者へ適切にアドバイスし情報は適切に管理する。またオンライン出願システムを適切に利用する。
- ・高等学校等での中途退学を防止する観点から高等学校等との連携を図るとともに、進路未定者を出さない進路指導をめざし取組を進める。

## (8) 「カリキュラム・マネジメント」の充実

- ・首席を要に組織的に「総合的な学習の時間・特別活動・人権教育」の実施、検証を行う。
- ・「総合的な学習の時間」では、生徒が協働して取り組む学習活動となるよう指導する。
- ・答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習(PBL: Project Based Learning)により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成する。

## (9) 学校図書館を活用した読書活動の推進

- ・司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に取り組む。

## (10) その他

- ・部活動は、「枚方市中学校部活動方針」に則り取り組むとともに、枚方市の指示事項である「教職員の勤務時間に合わせた練習時間の設定」を基本とする。
- ・枚方市の指針に則った学校評価を行い、学校関係者評価委員会を開催する。
- ・健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進する。